

高難度新規医療技術評価部門会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高難度新規医療技術を用いた医療提供に関する規程（以下「高難度規程」という。）第2条第5項の規定に基づき、高難度新規医療技術評価部門会議の業務分掌に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 高難度新規医療技術評価部門会議は、高難度規程第2条第2項に定める議長のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長
- (3) 中央手術部部長

(業務分掌)

第3条 高難度新規医療技術評価部門会議の業務分掌は次のとおりとする。

(1) 診療科の長から高難度規程第4条第1項の規定に基づく申請（以下「申請」という。）が行われた場合において、当該申請の内容を確認するとともに、高難度規程 第3条第1項に規定する高難度新規医療技術評価委員会の任を持つ医療の質検証委員会（以下「医療の質検証委員会」という。）に対して当該高難度新規医療技術の提供の適否、実施を認める条件等について意見を求めること。

(2) 前号の意見の求めに応じ、医療の質検証委員会が述べた意見を踏まえ、当該高難度新規医療技術の提供の適否等について審査の上決定し、申請を行った診療科の長に対しその結果を適否結果通知書（様式第2号）により通知すること。

(3) 当該高難度新規医療技術が適正な手続に基づいて提供されていたかどうかに関し、定期的に、及び術後に患者が死亡した場合その他必要な場合には、診療録等の記載内容を確認すること。

(4) 高難度新規医療技術が適正な手続に基づいて提供されていたかどうか、従業者の遵守状況の確認を行うこと

(5) 医療の質検証委員会での審査資料及び議事概要並びに従業員の遵守状況の確認記録を審査の日又は確認の日から少なくとも5年間保存すること。

(7) 高難度新規医療技術評価部門会議に係る事務は安全管理室が行うこと。

(秘密の保持)

第4条 高難度新規医療技術評価部門会議の構成員は、当該構成員の事務に関して知り得た

事項に関しては、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第5条 この規程の改訂は、幹部会の決定により行う。

附則

1. 本規程は、平成29年11月17日から実施する。